

議案第 46 号

丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則の一部改正について
丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 3 月 28 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市立学校における共同学校事務室の設置等に関する規則(令和 6 年教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(共同学校事務室の構成員等) 第 4 条 略 2～5 略 <u>6 第 2 条第 2 項に定めるグループには、連絡調整係を置き、原則として主任又は主任主事を充てるものとし、教育委員会が指名する。</u> (室長等の職務) 第 6 条 略 2・3 略 4 室長以外の事務職員は、当該事務職員が属する <u>共同学校事務室内</u> の全ての学校の事務を行うことができる。 (その他) 第 8 条 この規則に定めるもののほか、共同学校事務室の運営等に <u>関</u> し必要な事項は、教育委員会が <u>別</u> に定める。 別表(第 2 条関係)	(共同学校事務室の構成員等) 第 4 条 略 2～5 略 (新設) (室長等の職務) 第 6 条 略 2・3 略 4 室長以外の事務職員は、当該事務職員が属する <u>グループ内</u> の全ての学校の事務を行うことができる。 (その他) 第 8 条 この規則に定めるもののほか、共同学校事務室の運営等に必要事項は、教育委員会が定める。 別表(第 2 条関係)

改正後			改正前		
共同学校事務室名	グループ名	構成校	共同学校事務室名	グループ名	構成校
第 1 共同学校事務室	東グループ	丸亀市立東中学校 丸亀市立広島中学校 丸亀市立城乾小学校 略 丸亀市立飯野小学校 丸亀市立広島小学校	第 1 共同学校事務室	東グループ	丸亀市立東中学校 丸亀市立城乾小学校 略 丸亀市立飯野小学校
	西グループ	略 丸亀市立本島中学校 丸亀市立小手島中学校 略 丸亀市立本島小学校 丸亀市立小手島小学校		西グループ	略 丸亀市立本島中学校 丸亀市立広島中学校 丸亀市立小手島中学校 略 丸亀市立本島小学校 丸亀市立広島小学校 丸亀市立小手島小学校
略			略		

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。